

# 消防の動き



2024  
**5**  
No.637

- 「令和5年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」の概要
- 令和6年能登半島地震における消防庁の対応について
- 消防機関におけるNBC災害時の対応能力の高度化について  
～化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアルの改正～



**FDMA**  
住民とともに

消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency



特報1	「令和5年度救急業務のあり方に関する検討会 報告書」の概要 ..... 4
特報2	令和6年能登半島地震における消防庁の対応 について ..... 9
特報3	消防機関におけるNBC災害時の対応能力の高 度化について ～化学災害又は生物災害時における消防機関 が行う活動マニュアルの改正～ ..... 13

令和6年5月号 No.637

**巻頭言** 『教訓の継承と時代に即した柔軟な組織の構築』（神戸市消防局長 栗岡 由樹）

**Report**

消防防災科学技術研究推進制度における令和6年度研究課題の公表 ..... 17
---

**Topics**

危険物取扱者及び消防設備士の資格取得の促進の取組みについて ～一般財団法人消防試験研究センターによる感謝状贈呈～ ..... 19
令和5年度消防団地域貢献表彰式の開催 ..... 20

**消防通信～望楼**

三郷市消防本部（埼玉県）／海老名市消防本部（神奈川県） 西宮市消防局（兵庫県）／泉州南広域消防本部（大阪府） ..... 22
--

**消防大学校だより**

消防団活性化推進コース（消防団員向け）における教育訓練 ..... 23
教育訓練の実施状況（令和5年9月～令和6年3月実施分） ..... 24

**報道発表**

最近の報道発表（令和6年3月21日～令和6年4月20日） ..... 25
---------------------------------------

**通知等**

最近の通知（令和6年3月21日～令和6年4月20日） ..... 26
広報テーマ（5月・6月） ..... 26

**お知らせ**

風水害に対する備え ..... 27
e-カレッジによる防災・危機管理教育 ..... 28



■ 表紙  
本号掲載記事より

# 『教訓の継承と時代に即した柔軟な組織の構築』



神戸市消防局長 栗岡 由樹

はじめに、元日に発生した能登半島地震で被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、神戸市は海と山の自然環境に恵まれたまちで、港とともに発展してきました。現在は都心・三宮の再整備やウォーターフロントの魅力空間の整備など、「海と山が育むグローバル貢献都市」として取り組んでいます。

近年の災害に目を向けますと、気候変動の影響もあり集中豪雨や相次ぐ台風の襲来、大規模な山林火災の発生など、自然災害は激甚化・頻発化の傾向にあります。そのため、様々な災害を想定した実践的訓練による対応力の向上や新たなテクノロジーの活用など、消防力の充実強化に取り組んでいます。

また、2025年1月で阪神・淡路大震災の発生から30年を迎えます。全国各地で大規模な地震災害が発生している中、震災の経験とそこで得られた知見や教訓が、震災を経験していない世代へ継承されているか再確認するとともに、それらを踏まえて進めてきた様々な取り組みを総点検し、今後発生が危惧される巨大地震などの大規模災害への備えにつなげることも大切であると考えています。

さらに、消防団や自主防災組織に若者や女性の参加を促進するとともに、地域に潜んでいる様々な災害リスクを認識した上で、ともに地域を守っていく防災意識を高めることも重要であると認識しています。

一方、デジタル技術の急激な進化や社会環境の変化に応じて、安全性と利便性の高い新たな技術や知見の導入など、消防機関には時代に即した対応が求められています。

神戸市消防局では、市民や事業者の利便性の向上に向けて、消防法令に基づく各種申請・届出の電子化、Webシステムを活用したオンラインによる相談・打合せ、消防手数料のキャッシュレス決済、行政処分通知の電子交付など、ICTを活用した消防業務のDXに取り組んでおり、一部の手続については電子で完結する環境を整えています。

特に、申請・届出の電子化については、RPA（Robotic Process Automation）を活用することで、申請データのダウンロードや申請者への控えの交付手続きを自動化し、消防職員の事務負担の軽減を図っています。

また、急速な少子高齢化が進む中、救急需要の増加が予想されています。引き続き「救急安心センターこうべ（#7119）」などの電話相談窓口の利用や民間搬送事業者の利用促進など救急需要対策を進めていくとともに、救急活動において、救急隊と医療機関の情報連携のデジタル化を進め、救急事務の負担軽減にも力を入れ、安定的な救急搬送体制の維持に努めてまいります。

さらに、隣接する三田市消防本部と消防指令センターの共同運用に向けて、消防の連携・協力にも取り組んでまいります。

最後になりますが、自治体消防が発足してから長い歴史の中で培ってきたものや築き上げてきたものを若い世代へと継承する一方、少子高齢化・人口減少社会など、これからの時代の変化を見据えて柔軟に対応できる消防組織の構築を進めてまいります。あわせて、様々な消防行政の課題に的確に対応するために、消防が持つ総合力の充実強化にも取り組み、安全で安心なまちの実現を目指してまいります。

# 「令和5年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」の概要

## 消防庁救急企画室

### はじめに

令和4年中の救急自動車による救急出動件数は約723万件、救急搬送人員は約622万人となり、統計開始以来、過去最多となりました。また、現場到着所要時間や病院収容所要時間は対前年比で延伸しており、個々の救急活動における負担は増大している現状がうかがえます。今後も、高齢化の進展等による救急需要の増加や、国民の救急業務に求めるニーズの多様化等により、救急隊の担う役割はより一層大きくなると考えられます。

このような中、いかにして救急業務を安定的かつ持続的に提供し、救命率の向上を図るかが近年の救急業務に係る主要な課題となっています。こうした課題に対応するため、「令和5年度救急業務のあり方に関する検討会」（座長：有賀 徹 独立行政法人労働者健康安全機構理事長）を開催しました。今回は、令和6年3月にまとめられた検討会報告書の概要について紹介します。

### 1 検討の背景と目的

高齢化の進展等による救急需要の増加や、国民の救急業務に求めるニーズの多様化等への対応を踏まえ、救急業務のあり方について、必要な研究・検討を行い、救急業務を取り巻く諸課題に対応することを目的として、「令和5年度救急業務のあり方に関する検討会」では、①「マイナンバーカードを活用した救急業務の全国展開に係る検討」、②「救急需要の適正化等に関する検討」、③「救急業務に関するフォローアップ調査」、④「12誘導心電図の測定プロトコルに係る技術的提案」の分類に沿って、検討が行われました。

令和5年度 救急業務のあり方に関する検討会 検討事項	
<b>1. マイナンバーカードを活用した救急業務の全国展開に係る検討 (WG)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>救急業務において傷病者の「マイナ保険証」を活用し、救急隊員が「オンライン資格確認等システム」から傷病者の医療情報等に関する仕組みを構築する。</li> <li>傷病者自身の情報伝達にかかる負担を軽減するとともに、救急隊員が正確に傷病者情報を把握することにより、救急業務の迅速化・円滑化を目指す。</li> <li>令和5年度は、令和4年度に行った実証実験に基づく課題等を踏まえ、救急隊が効果的に活用することが出来るよう、システムの具体的な要件や運用方針等について整理した。</li> </ul> <p>&lt;主な検討結果&gt; 救急隊員が傷病者の医療情報等に関する仕組みの骨子作成</p>	<b>2. 救急需要の適正化等に関する検討 (WG)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍において119番通報等が急増し、消防機関・医療機関において救急搬送体制と受入体制が逼迫した経験を踏まえ、病院前救護における緊急度判定の強化を見据えた検討が必要と考えられる。</li> <li>令和5年度は、救急搬送の実態も踏まえ、これまで消防庁が進めてきた緊急度判定体系の検討に引き続き、感染症拡大等による救急ひっ迫時に「119番通報時」及び「救急現場」における緊急度判定に焦点を当てて、課題を整理した。</li> <li>併せて、コロナ禍の経験を踏まえ、今後の救急需要の適正化等に関する課題についてもWGにおいて議論し、課題を整理した。</li> </ul> <p>&lt;主な検討結果&gt; ・コロナ禍における救急搬送の実情及び課題の抽出 ・直ちに取組める対策として、救急隊の運用事例を紹介 ・今後さらに議論が必要な課題の整理</p>
<b>3. 救急業務に関するフォローアップ調査</b> <p>(1) 救急隊員の職務環境に関する調査・検討 (連絡会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>救急出動件数が増加し、救急出動1件あたりの活動時間が延伸するなど、救急業務は厳しい状況に置かれている。救急業務の質を維持するため、全国の47消防本部の実務担当者で構成される連絡会を設置し、救急隊員の効果的な労務管理の方策等について調査・検討した。</li> </ul> <p>&lt;主な調査結果&gt; 消防本部における先進的な取組事例等を取りまとめた。</p>	<p>(2) アンケート調査及び個別訪問 (例年実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び消防本部、MC協議会を対象に、ICTの導入状況や過去に実施した通知の実施状況等についてアンケート調査を実施した。</li> <li>14府県41消防本部を個別訪問し、課題や先進的な取組についてヒアリングを行った。</li> </ul> <p>&lt;主な調査結果&gt; 調査結果及び先進的な取組事例等を取りまとめた。</p>

図表 令和5年度救急業務のあり方に関する検討会 主要検討項目

### 2 各検討事項の概要

#### (1) マイナンバーカードを活用した救急業務の全国展開に係る検討

現状の救急活動における傷病者の情報聴取は、主に口頭にて行われていますが、医療機関選定に必要な既往歴や受診した医療機関名などの情報を、症状に苦しむ傷病者本人から聴取せざるを得ないことも多く、傷病者本人が既往歴や受診した医療機関名等を失念していることや、家族等の関係者が傷病者の情報を把握していないこともあり、救急隊が傷病者の医療情報等を正確かつ早期に把握するにあたり、課題となっています。

一方で、令和3年10月よりマイナンバーカードを健康保険証として利用することを可能とする「オンライン資格確認」の本格運用が開始され、令和5年4月より原則導入が義務化されるなど、全国の医療機関等において、※オンライン資格確認等システム（以下「オン資」という。）を活用して、レセプト情報に基づく患者の医療情報等を医師等が閲覧できる仕組みが構築されています。

#### (※) オンライン資格確認等システム

マイナンバーカードのICチップ又は健康保険証の記号番号等により、本人から同意を取得した上で資格情報や診療/薬剤情報や特定健診等の情報を医療機関・薬局で確認することが可能なシステム

こうした状況を踏まえ、救急現場においても、救急隊が傷病者のマイナンバーカードを活用し、オン資から傷病者の医療情報等を正確かつ早期に把握することで、救急業務の迅速化や円滑化に資すると考えられることから、令和4年度においては、消防本部等の協力を得て実証実験を行い、その結果から得られる効果等について検証し、将来的な本格運用を見据えて課題等を整理してきたところです。

このことから、令和5年度は、マイナンバーカードを活用した救急業務のシステム構築に係る課題等の解決に向けた検討を行い、救急隊が救急現場で効果的に活用することができるよう、システムの具体的な要件や運用方針等について整理をしました。

### ① システム構築に向けた要件の整理

厚生労働省や社会保険診療報酬支払基金等の関係機関とシステムの要件等について協議を重ね、その結果、一定の要件について方向性が定まったため、「救急隊員が傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みの骨子」を作成し、基本的事項について整理しました。

**「救急隊員が傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みの骨子」**

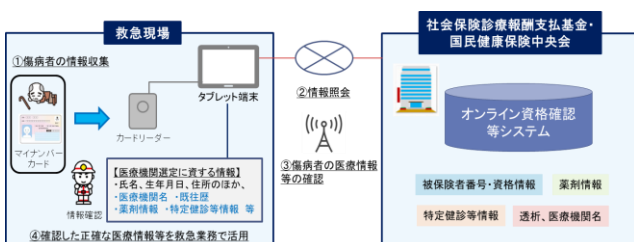
**1 背景**  
救急出動件数、救急搬送人員は、一貫して増加傾向にあり、令和2年にコロナウイルス感染症の影響による不要不急の外出の自粛などにより、一旦減少したものの、令和3年以降は再び増加に転じ、令和4年には、約723万件、約622万人と集計開始以来、過去最多となった。今後も搬送率が高い高齢者の人口が増加する見込みであることに加え、救急需要が多様化していることから、傷病者本人及び救急隊員の負担を軽減する必要がある。医療機関との異なる連携強化を図る必要がある。

**2 目的**  
このため、救急業務において傷病者の健康保険証利用登録マイナンバーカード(いわゆるマイナンバーカード)を活用し、オンライン資格確認等システムから救急隊員が傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みを構築することで、傷病者自身の情報伝達にかかる負担を軽減するとともに、救急隊員が正確に傷病者情報を把握することにより搬送先医療機関の選定を行うことで、救急業務の迅速化・円滑化を目指す。

**3 基本的事項**  
(1) システム構築に関する事項  
医療機関・薬局で確立されているオンライン資格確認等システムを活用し、救急隊員が傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みとする。  
(2) 医療情報等閲覧に関する事項  
生命・身体保護のため、緊急に搬送する必要がある傷病者を医療機関に搬送するという救急業務に鑑み、医療機関・薬局における運用と比較しながら、傷病者自身の情報伝達にかかる負担を軽減しつつ、救急隊員が迅速に閲覧できる仕組みとする。  
・閲覧対象者は、マイナンバーカードを所持している傷病者とする。  
・閲覧できる者は、予め消防本部によって指定された救急隊員とする。  
・閲覧する情報は、救急時医療情報(救急用サマリー)及び全量版(通常版の全情報)とする。  
・閲覧にあたっては、視認性が高い画面設計とし、画面遷移数を少なくするなど簡易的な手順とする。  
・閲覧にあたっては、傷病者本人からの同意を前提とするが、口頭同意を可能とし、意識不明等のため同意を得ることが困難である場合に限り、本人の同意なく閲覧する運用とする。  
(3) セキュリティに関する事項  
救急隊員が要配慮個人情報である医療情報等を閲覧することに鑑み、適切なセキュリティ対策を講じた仕組みとする。  
(4) 国民への広報・周知に関する事項  
閲覧にあたっては、マイナンバーカードを所持している国民の協力が必要不可欠であることから、救急業務において傷病者のマイナンバーカードを活用することについて、その必要性や目的を国民に対してわかりやすい形で広報・周知する。

## ア. システム基盤

救急業務で医療情報等の閲覧を行う基盤として、既存システムの活用という観点も踏まえ検討を行ったところ、オン資の活用と比較して、地域医療情報連携ネットワークや新規基盤を構築する場合は、有用性や利便性が低くなると想定されることから、システム基盤はオン資を活用することとしました。



## イ. 閲覧権限

救急活動においては救急隊長が中心となり、救急隊員3名が連携して活動しており、傷病者の情報収集については、必ずしも救急救命士が行う訳ではなく、救急隊員が相互に連携し、傷病者の医療情報等を共有しながら、傷病者の観察、処置、医療機関選定等に対応しています。このことから、救急活動においては、救急隊員全員が医療情報等を閲覧できることが望ましく、「救急救命士を含む救急隊員」に閲覧権限を付与する方針としました。

## ウ. 同意取得

救急活動においては、原則として同意が得られた場合に閲覧することとするが、口頭同意を可能とし、意識のない傷病者など、同意取得が困難な場合においても、本人同意なしで閲覧するものとする方針で整理をしました。

## エ. 閲覧プロセスと画面設計

救急活動では緊急に搬送する必要がある傷病者を医療機関に迅速に搬送する必要があるため、また情報閲覧にあつては簡易かつ迅速に閲覧できるよう工夫する必要があることから、オン資（Web画面）における救急隊用の画面については、レイアウトを調整し、ボタンを大きくするなど、救急隊がタブレット端末で操作がしやすいように画面設計を調整する方向で検討を進めています。

## オ. 閲覧する医療情報等

厚生労働省において、令和6年10月から、オン資で運用が開始予定とされている救急時医療情報閲覧では、現行のオン資で通常表示可能な診療・薬剤情報等に加え、患者の基本情報・医療情報等が集約された救急用サマリーの閲覧が可能となります。

この救急用サマリーは、救急時に医師が求める医療情報等が集約されたものであるため、救急隊が同様の情報を閲覧することで、情報量や内容が過不足なく均一で、統一された医療情報等を医師に伝達することが可能となることから、救急用サマリーを閲覧できるようにする方針としました。

## ② 事業効果等の検証

救急業務における医療情報等のデジタル化による救急隊員への事業効果として、正確な情報の取得、救急活動の円滑化・省力化、医療機関選定等の判断等の事業効果が改めて確認できました。一方で、集約された正確な医療情報等を把握できることで、情報聴取時間の短縮につながるという意見があるものの、操作手順の多さや機器の操作性が悪いこと等により、結果として現場滞在時間の短縮にはつながりませんでした。しかし、今年度検討してきたシステム要件等の整理により、システム実装時には操作性に係る課題は解決されることから、救急活動時間の短縮効果も期待できると考えます。なお、現在検討している内容以外にも、現場の救急隊が求める要望は

様々であることから、令和6年度に全国的に実施する実証事業の結果も踏まえつつ、今後も救急隊が活用しやすいシステムの構築に向けて、消防本部の意見も伺いながら検討を進めていく必要があります。

### ③ 今後の方向性 実証事業

令和6年度は、救急隊が傷病者のマイナンバーカードを活用し、オン資を介して医療情報等を閲覧できるシステムの構築に向け、全国の幅広い消防本部の参画を得て、令和4年度の実証実験で明らかになった効果や課題を反映した実証を行います。

令和6年度に行う実証事業においては、各消防本部が本システムを最大限効果的に活用できるよう運用要領を示すため、ユースケースを抽出し、活動フロー図を作成するなど、運用の細部について検討を進めていきます。

### ④ まとめ

令和5年度は、救急業務のあり方に関する検討会やマイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けた調査研究を通じて、「救急隊員が傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みの骨子」を作成し、目指すべき方向性を示しました。

また、システム構築に係る要件等を中心に議論を進めてきたところですが、運用に向けては、システムの機能・非機能要件の確定、セキュリティ対策の確立、システム導入手順書の作成など、具体的なシステム要件及び運用の細部について検討する必要があることから、令和6年度も救急業務のあり方に関する検討委員会において議論を継続する予定です。

## (2) 救急需要の適正化等に関する検討

救急需要の増大に対応するため、消防庁では平成17年度から救急需要対策の議論を開始し、緊急性の高い傷病者を確実に選定し、直ちに適切な医療機関へ搬送するための方策として、「緊急度判定体系」の構築及び普及に取り組んできました。これまで、緊急度判定プロトコルを策定及び改訂し、緊急度判定の導入及び運用手引書等を周知するとともに、救急安心センター事業（#7119）の全国展開、転院搬送における救急車の適正利用の推進等により、救急車の適時・適切な利用（適正利用）も推進してきました。

こうした中、新型コロナウイルスの感染拡大時に、消防機関・医療機関等において救急搬送体制と受入体制がひっ迫した経験を踏まえ、「令和5年度救急業務のあり方に関する検討会」において、救急ひっ迫時に行う「119番通報時」及び「救急現場」における緊急度判定や、平時を見据えた救急需要対策について検討を行いました。

## ① コロナ禍における救急搬送の実情及び課題

各消防本部は119番通報を受電したら直ちに救急出動し、医療機関へ搬送することを原則とする一方で、救急需要が極端に増加し、処理能力を大幅に上回った場合には、「119番通報時」に出動保留、出動順位付け等を実施し対応した消防本部もありました。また、「救急現場」では、低緊急・非緊急に対して代替移動手段の案内や自力受診の促しを実施している消防本部もありました。「119番通報時」、「救急現場」それぞれの実情から、様々な課題があることが指摘されました。

## ② 救急隊運用の事例紹介

コロナ禍においては、119番通報が多数入電して救急隊の出動率が高まり、高緊急の119番通報に対して、出動指令及び現場到着に時間を要する事案が発生しました。こうした厳しい状況の中でも、各消防本部においては苦慮しながらも救急ひっ迫に対応し、一部では高緊急の119番通報に迅速に出動するための取組も実施されました。

全国においても直ちに取り組める対策として、また、平時の救急需要増加時にも応用できる事例として紹介します。

### ア. 重症事案対応隊の確保

重症事案対応隊の確保とは、重症事案対応の専用救急隊を確保し、「119番通報時」の緊急度判定に基づき、高緊急（CPA等）に出動させる取組です。

当該取組は、救急ひっ迫時に新たに発生した高緊急の119番通報に対して、一定時間内に現場到着する体制確保が主な目的であり、高緊急への優先的な対応により、救急出動全体として、自ずと準緊急から非緊急が優先順位付けされることが二次的な効果として期待されるものです。さらに、緊急度判定を高緊急のみ行うことによる省力化、組織的運用による責任分散、通信指令員の心理的負担の軽減等の効果も期待でき、重症事案対応隊の待機時間を出動時間の平準化等に充てて労務管理上の配慮として運用することも考えられます。

重症事案対応隊の確保	A本部	B本部	C本部	D本部
運用の開始基準	出動率80%を目標	出動率70%を目標	出動率90%を目標	基準なし <sup>※1</sup> (救急ひっ迫時)
運用の解除基準	基準なし <sup>※1</sup>	基準なし <sup>※1</sup>	出動率70%未満を目標	基準なし <sup>※1</sup>
運用開始・解除の判断主体	指令課	指令課	指令課	救急課
重症事案対応隊の指定方法	既存隊から別枠指定(2隊)	既存隊から別枠指定(5隊)	既存隊から別枠指定(2隊)	増隊して新たに指定(1隊)
重症事案対応隊の出動基準	基準なし <sup>※1</sup>	平時と同じPA連携の基準 <sup>※2</sup>	重症事案	基準なし <sup>※1</sup> (事業期に指令課と救急課が協議)

※1 状況を総合的に加味して判断主体の権限で指示  
※2 生理学的基準による高緊急のPA連携に限る

一方、重症事案対応隊の運用方法、部隊配置の方法については課題があると考えられるため、さらに知見を蓄積する必要があります。

## イ. 救急隊の労務管理

救急隊員の適正な労務管理については、これまででも通知等により周知しており、各消防本部で様々な取組が実施されております。コロナ禍において出動件数が大幅に増加する中で、救急搬送体制を確保するため、適正な労務管理は特に重要となりました。

労務管理上の基準は、「出動時間」、「出動件数」、「運転距離」に設定している本部が多く、基準を超えた場合に「休憩時間確保」、「機関員の交代」の対応を定めている本部が多くありました。

### 労務管理の方法（例）

#### ① 基準

##### ア 出動時間

- ・連続3時間以上の救急活動
- ・22時～翌5時の間に連続2時間以上の救急活動
- ・法定の休憩時刻を超えた場合

##### イ 出動件数

- ・連続4件以上の救急出動
- ・22時から翌5時59分の間での3件以上の救急出動

##### ウ 運転距離

- ・機関員の運転距離が累積100kmに達した場合

#### ② 対応

##### ア 休憩時間確保

- ・病院引揚げから帰署までの間及び帰署後1時間
- ・出動状況に応じて30分～60分間

##### イ 機関員の交代

### ③ 今後さらに議論が必要な課題

増加する救急需要への対応策について、多岐にわたる論点について議論を行い、今後さらに議論が必要な課題として整理しました。

#### ア. 救急安心センター事業（#7119）

各地域の救急ひっ迫回避のため、消防庁は救急安心センター事業（#7119）の全国展開をこれまで推進し、都道府県・市町村一丸となった取組を推進してきており、実施地域はコロナ禍を経てさらに拡大しておりますが、引き続き利用促進を図る必要があります。

また、#7119の相談者割合は若年層が高く、119番通報の前段階で#7119の利用を考慮いただくため、年齢層ごとの普及促進、認知度向上のあり方について検討する等、より一層有効活用するための方策も積極的に検討する必要があります。

#### イ. 救急隊による搬送以外の対応

平時から緊急度に応じた社会資源を活用する体制が整備されることが望まれます。

例えば、民間の患者等搬送事業者は、搬送先を決めてから呼ばないと引き受けてもらえない等の意見があり、転院搬送ガイドラインの見直しによる転院搬送での活用促進等の取組が実施されています。

また、医療機関が保有する搬送用車両（病院救急車）

は、厚生労働省において地域における効率的な活用が検討されており、ガイドライン等を策定して特に緊急性の低い転院搬送等で活用することが考えられます。

#### ウ. 「救急業務」と「緊急性」の関係性

「救急業務」の要件である「緊急性」について、さらに議論を深めて、まずは、消防法体系や緊急度判定プロトコルにおいてどのように考え方を明確化して示すか、さらに緊急度判定後の受療手段の選択、適切な行政サービスへの振り分け等を地域ごとにどのように定めるか、引き続き検討をしていきます。

#### エ. 広義の緊急度判定の考え方

高齢化の進展等も踏まえ、消防庁研究班（森村班（平成29年度～令和元年度））により、生理学的基準に基づく現行の緊急度判定体系に加えて、傷病者の基礎疾患・社会背景等を踏まえた複合的要素を付加した「広義の緊急度判定（急ぎ指数）」が提案されました。消防機関によるトリアージから適切な医療・ケアに繋ぐため、「広義の緊急度判定（急ぎ指数）」をどのように具体化できるか継続的な研究が必要です。

なお、消防庁救急統計における「傷病程度」は初診時の入院加療の必要程度に基づく分類であり、かつ「緊急度」とは必ずしも合致しておらず、統計調査のあり方についても課題提起がなされました。

#### ④ まとめ

緊急度判定体系は、救急需要の発生から医療機関の受入れまでを繋いでおり、緊急度に応じた傷病者の適切な搬送先・サービス等が整備され、適切な連携体制と振り分け機能が構築されることが重要です。引き続き、適切な作業・連携体制に基づき、救急ひっ迫時のみならず平時を見据えて、救急需要対策の視点から全体像をもって体系的に議論を行い、社会環境の変化も踏まえた救急体制が構築されることが強く望まれます。

### (3) 救急業務に関するフォローアップ

#### ① 救急隊員の職務環境に関する調査・検討

救急を取り巻く環境は、今後も高齢化の進展や気候変動、感染症の流行等により、救急需要の増大及び多様化が懸念されるため、救急業務の質の維持等の観点から、救急隊員の職務環境に関する調査・検討を実施。各都道府県から1消防本部ずつ（計47消防本部）の実務担当者を集めた連絡会を設置し、アンケート調査及び対面会議による意見交換等を行いました。主な調査・検討項目は、以下のとおりです。

- ① 救急隊員の効果的な労務管理の方策
- ② 救急車の交通事故の防止対策
- ③ 女性救急隊員の職務環境の整備促進
- ④ 救急業務におけるDXの推進

上記の調査・検討項目から、消防本部における先進的な取組事例等を取りまとめました。このことを全国の消防本部へ共有することで、現場で懸命に活動している救急隊員の負担軽減、救急業務の効率化を促し、救急隊員の職務環境等の整備を推進していきたいと思えます。

## ② 救急業務全般に係るフォローアップ

救急業務に関する取組状況については、「地域によって差が生じており、各地域へフォローアップを行い、救急業務のレベルアップを行う必要がある」と「平成28年度救急業務のあり方に関する検討会」で提言が出されたことから、各消防本部における課題や先進事例を共有することにより、消防本部及び医療機関に向けたアンケート調査による実態把握のほか、全国の都道府県及び消防本部を対象とし、3年間で47都道府県を一周（平成29年度～令和元年度）しました。

その上で令和元年度と同検討会における提言を踏まえ、令和2年度～令和5年度の4年間で47都道府県を一周いたしました。今年度は、14府県41消防本部に個別訪問調査を実施し、各地域における、救急需要増加対策や労務負担軽減に向けた取組など、様々な課題に対する取組状況等について把握するとともに、各地域の課題への対応策について消防庁が助言等を行いサポートすることにより、全国的な救急業務のより一層のレベルアップを図ることができました。

引き続き、各地域の問題意識を踏まえた上で、課題や問題を共有していく必要があると考えており、令和6年度以降も、継続して4年間で全ての都道府県を訪問し、本事業の目的を達成すべく、フォローアップを実施していきます。

## (4) 12誘導心電図の測定プロトコルに係る技術的提案

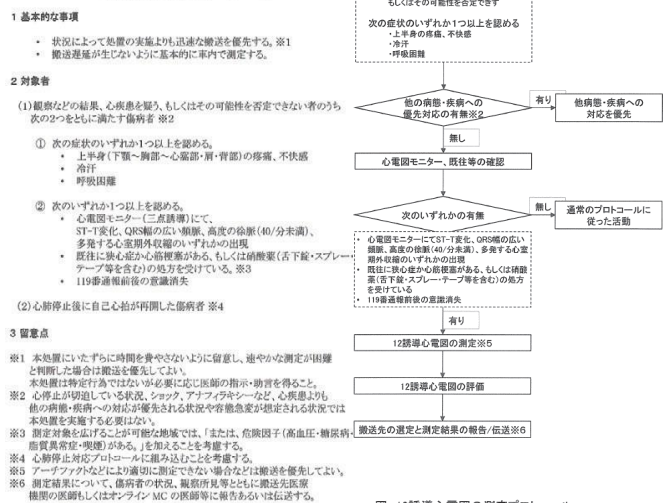
12誘導心電図の測定、測定結果の伝達・伝送、及びメディカルコントロール体制等については、令和元年度、日本循環器学会からの提案を踏まえ、消防庁として検討を行い、全国消防本部へ通知が発出されました。

令和4年度、日本循環器学会及び日本臨床救急医学会から、救急業務において既に12誘導心電図の測定ができる場合の、その測定の対象や手順、留意事項等について、従来よりも救急現場の実情に配慮し、具体的に整理したものとして、「12誘導心電図の測定プロトコル」の提案があり、令和5年度救急業務のあり方に関する検討会においても、技術的内容の確認を行いましたので、地域の実情に応じてプロトコル改定等を検討していただくようお願いします。

なお、救急業務への導入は、救急隊が12誘導心電図の測定に要する時間と救急現場から搬送先医療機関まで

の距離・搬送所要時間、地域における心臓病治療・受入れ体制の整備状況、12誘導心電図計及び伝送装置の導入に係るコスト等とのバランスを勘案して検討する必要があります。

### 12誘導心電図の測定プロトコル



## おわりに

令和5年度の検討会においては、救急出動件数が過去最多を更新し、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、人々の生活もあらゆる面で変化していく中で、「マイナンバーカードを活用した救急業務の全国展開に係る検討」、「救急需要の適正化等に関する検討」等が行われました。

本報告書が各地域で有効活用され、救急救命体制の充実・強化の一助となり、我が国の救命率の向上につながることを期待しています。

本報告書は、総務省消防庁ホームページに掲載されています。

<令和5年度救急業務のあり方に関する検討会報告書>  
[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-134/03/houkoku.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-134/03/houkoku.pdf)

### 問合せ先

消防庁救急企画室  
 TEL：03-5253-7529



# 令和6年能登半島地震における消防庁の対応について

## 1 はじめに

令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方を震源とする令和6年能登半島地震（マグニチュード7.6、最大震度7）が発生し、石川県輪島市や志賀町で最大震度7を観測したほか、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度6強等を観測するなど、非常に広範囲で揺れを観測しました。

また、この地震により、北海道から九州地方にかけての日本海沿岸を中心に津波が発生し、石川県珠洲市や能登町で4 m以上の津波の浸水高が観測されたほか、新潟県上越市では、津波が陸上を遡った高さを示す遡上高が5.8mに達するなど、能登半島等の広い地域で津波による浸水が認められました。

さらに、石川県、富山県及び新潟県の3県で17件の火災が発生し、特に石川県輪島市河井町では、区域内の建物が約240棟焼損し、焼失面積は49,000平方メートルに及ぶ大規模火災が発生しました。

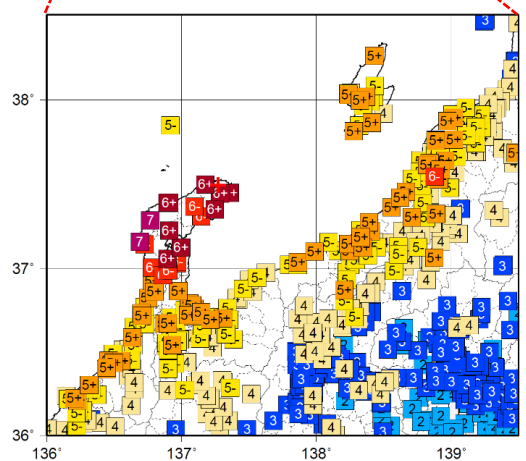
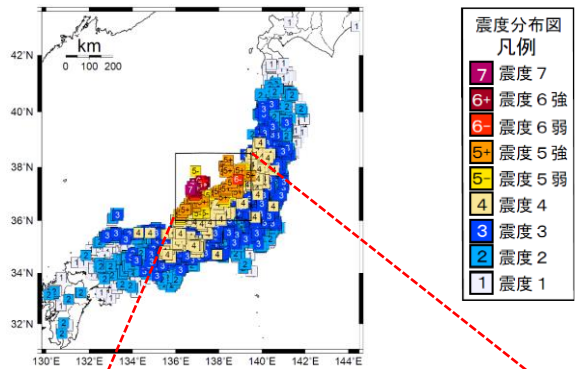


輪島市河井町火災現場周辺（三重県防災航空隊提供）

消防庁の対応としては、地震の規模や大津波警報の発令を踏まえ、甚大な被害が想定されたことから、石川県知事からの出動要請を待たずに、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求めを行い、発災当初から約2,000名規模の緊急消防援助隊が被災地に向けて出動しました。令和6年1月1日から2月21日までににおける派遣部隊総数及び人員総数は、約4,900隊（うちヘリ22機）の約17,000人であり、航空部隊は人命救助及び情報収集等に、陸上部隊は消火、救助、救急活動等に従事しました。

## 2 地震の概要（気象庁情報）（応急対策室）

発生時刻	： 令和6年1月1日（月）16時10分
震央地名	： 石川県能登地方
震源の深さ	： 約15 km
地震の規模	： マグニチュード7.6
最大震度	： 震度7 石川県 輪島市、志賀町



（気象庁資料より）

この地震の震央付近では、同日16時12分にM5.7の地震（最大震度6弱）、16時18分にM6.1の地震（最大震度5強）、同月6日23時20分にM4.3の地震（最大震度6弱）、同月9日17時59分にM6.1の地震（最大震度5弱）が発生するなど活発な地震活動が継続しており、地震活動域は能登半島及びその北東側の海域を中心とする北東-南西に延びる150 km程度の範囲に広がっています。

### 3 被害の状況（応急対策室）

この地震により、令和6年4月19日現在で、死者245人、負傷者1,302人が発生するなど大きな被害が発生しました。被害の概要は次の通りです。

（令和6年4月19日現在）

人的被害（合計）	うち石川県	うち新潟県	うち富山県
死者・行方不明者： 245名	245名	-	-
重傷者：	315名	5名	3名
軽傷者：	876名	44名	44名

※被害を受けた県のうち、内訳は3県のみのため、合計とは一致しない。

（令和6年4月19日現在）

住家被害（合計）	うち石川県	うち新潟県	うち富山県
全壊：	8,587棟	104棟	238棟
半壊：	19,361棟	2,966棟	711棟
床上浸水：	6棟	-	-
床下浸水：	19棟	14棟	-
一部破損：	89,695棟	19,284棟	15,807棟

※被害を受けた県のうち、内訳は3県のみのため、合計とは一致しない。



珠洲市正院町家屋倒壊現場



輪島市河井町建物倒壊現場（大阪市消防局提供）

### 4 消防庁等の対応（応急対策室、総務課）

#### (1) 消防庁の対応

消防庁では、最大震度5強の地震が発生した1月1日16時06分に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部を設置し、最大震度7の地震が発生した同日16時10分には消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部へ改組しました。被災地との情報連絡体制をより強固なものとするため、東京消防庁の消防ヘリコプター等により、同月2日に石川県庁及び奥能登広域圏事務組合消防本部へ合わせて消防庁職員10名を派遣しました。その後、輪島市役所へ1名、奥能登広域圏事務組合消防本部へ1名、小松空港へ2名、それぞれ追加で派遣しました。現地リエゾンとして派遣された消防庁職員は3月5日までに延べ156名にのびりました。派遣された消防庁職員は、被害情報の収集や共有、関係機関との連絡調整の役割に加えて、消防庁現地広報員として、現地の消防職団員の活動に係る映像・画像を消防庁災害対策本部に共有し、報道機関へ提供しました。

また、1月10日には、輪島市大規模火災について消防法第35条の3の2に基づく消防庁長官調査を実施するため、消防研究センター職員3名を輪島市へ派遣しました。



消防庁長官調査の様様



消防庁職員による現地リエゾンの様様

#### (2) 政府の対応

政府においては、1月1日16時11分に官邸対策室を設置するとともに、同日17時30分には特定災害対策本部（同日22時40分に非常災害対策本部に改組）を設置しました。

また、被災者等に対するきめ細やかな対応を行なうため、石川県庁に現地対策本部を設置するとともに、被災地の復旧復興を進めるために令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部を設置しています。

## 5 消防機関の活動

### (1) 緊急消防援助隊（広域応援室）

#### ① 出動の求め又は指示の状況

16時30分 石川県知事からの出動要請を待たずに、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求めを行う。

17時30分 被害の甚大さ等を踏まえ消防庁長官から出動指示に切替える。

#### ② 派遣出動隊数の状況（1月1日～2月21日）

派遣出動人員総数 約17,000人

（活動人員総数約59,000人\*）

派遣出動部隊総数 約4,900隊

（活動部隊総数約17,000隊\*、うちヘリ22機）

\* 交替分を含む派遣された人員・部隊の総数である。

#### ③ 最大派遣状況

（最大時：1月11日6時時点）

派遣人員2,329人、派遣隊数632隊

#### ④ 活動実績

（災害発生自治体からの要請を待たず消防庁長官指示（消防組織法第44条第2項）による出動（初））

1月1日の発災以降、21都府県から緊急消防援助隊が出動し、2月21日までの52日間活動しました。

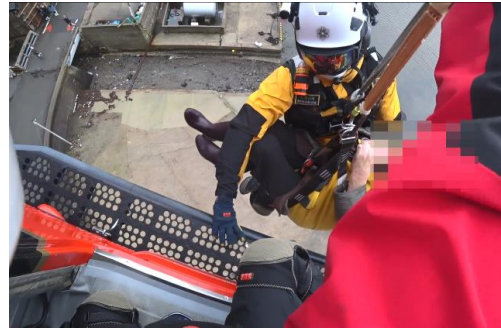
ア 出動指示を受けた各府県のうち陸上部隊は、1月2日朝までに石川県内に入り、能登半島内の道路が一部使えない状況の中、通行可能な車両を使用しての進出に加えて、自衛隊、海上保安庁とも協力し、空路、海路でも被災地へ進出して救助活動を開始した。

イ 厳冬期の過酷な環境の中、安否不明者等の救助・捜索活動に従事したほか、避難所からの救急搬送や高齢者入居施設からの転院搬送に従事した。

ウ 消防防災ヘリにより、孤立集落からの救助や物資搬送等に従事した。

エ 被災地では奥能登広域圏事務組合消防本部も被害を受けていたため、消防本部の業務支援も行った。

これらの懸命な活動により3月15日までに救助者数は295人、救急搬送者数は1,577人（地元消防本部等と協力し救出したものを含む。）となっている。



富山県防災航空隊による活動（富山県防災航空隊提供）



輪島市市ノ瀬町における緊急消防援助隊の活動

被災県	部隊別	活動期間	応援県等		
石川県	統括指揮支援隊	1月1日～2月21日	計52日間	名古屋市消防局	
		1月1日～1月15日	計15日間	新潟市消防局	
		1月1日～2月21日	計52日間	京都市消防局 大阪市消防局	
	陸上	指揮支援隊	1月1日～2月21日	計52日間	群馬県、福井県、岐阜県、滋賀県、奈良県、和歌山県
			1月1日～1月10日	計10日間	新潟県
			1月1日～1月15日	計15日間	静岡県
			1月1日～2月2日	計33日間	大阪府
			1月1日～2月3日	計34日間	愛知県
			1月10日～1月19日	計10日間	山梨県、三重県、鳥取県
			1月10日～1月22日	計13日間	富山県、長野県
			1月10日～2月3日	計25日間	東京都
			1月10日～2月13日	計35日間	神奈川県
			1月1日～2月21日	計52日間	京都府
			1月14日～2月21日	計39日間	兵庫県
			1月1日～1月9日	計9日間	長野県
			1月9日～1月18日	計10日間	新潟県
			1月5日～1月31日	計27日間	福井県
	1月11日～1月25日	計15日間	静岡県		
	1月18日～1月27日	計10日間	鳥取県		
	1月18日～2月12日	計26日間	富山県		
	航空	航空指揮支援隊	1月1日～1月10日	計10日間	滋賀県
			1月10日～1月19日	計10日間	奈良県
			1月19日～1月28日	計10日間	静岡市
		航空後方支援小隊	1月1日～1月25日	計25日間	大阪府
			1月1日～2月12日	計43日間	名古屋府、京都市
			1月2日～1月31日	計30日間	群馬県、三重県、兵庫県
			1月2日～1月22日	計21日間	川崎市
1月2日～1月25日			計24日間	横浜市	
1月2日～2月12日			計42日間	埼玉県、東京消防庁	
1月3日～1月22日			計20日間	岐阜県	
1月3日～1月25日			計23日間	和歌山県	
1月5日～1月25日			計21日間	浜松市	
1月7日～1月25日			計16日間	山梨県	
航空小隊	1月7日～1月31日	計25日間	千葉市		
	1月20日～1月31日	計12日間	奈良県		
新潟県	航空	1月1日～1月2日	計2日間	富山県	
		1月1日～1月2日	計2日間	東京消防庁	

表 令和6年能登半島地震 緊急消防援助隊 活動実績

## (2) 地元消防本部等（広域応援室、消防・救急課）

特に大きな被害を受けた輪島市、珠洲市等を管轄する奥能登広域圏事務組合消防本部では、県内からの応援隊とともに、消火、救助、救急等の対応を行いました。

また、2月3日から3月4日まで、福井県及び富山県からの県外応援隊が地元消防本部からの要請を受け、業務支援を行いました。

なお、4月22日時点において、金沢市消防局が応援を継続しています。



輪島市消防団による消火活動の様子



地震により横転した消防車両  
(奥能登広域圏事務組合消防本部提供)



輪島市朝市火災現場での活動  
(奥能登広域圏事務組合消防本部提供)



輪島市消防団による亀裂の入った道路補修の様子  
(輪島市消防団門前分団員提供)

### (注) 県外の広域応援の活動実績

2月3日から3月4日まで、福井県（福井市消防局、他8本部）、富山県（富山市消防局、他6本部）が奥能登広域圏事務組合消防本部に対して、救急隊及び消火隊を派遣し、同本部管轄内の救急業務、消防水利調査業務等の支援を実施。

## (3) 消防団の活動（地域防災室）

被災地では、消防団が、発災直後から住民への避難の呼びかけ、消防隊と連携した消火活動、倒壊家屋からの救助活動や傷病者の搬送のほか、避難所の運営支援、夜間の見回り活動など、自らも被災しながら、地域住民の命と安全を守るべく、懸命な活動を展開しました。

今回の地震では、激しい揺れによって道路が寸断され、関係機関による支援が困難を極める中、地域に密着した消防団が、地域防災力の中核として、非常に大きな役割を果たし、地域住民同士の助け合いの中核を担う消防団の役割の重要性が再認識されました。



珠洲市消防団による避難所運営支援の様子

## 6 おわりに

現在も、この未曾有の災害に対しては、現地消防本部・消防団等による活動が続いています。消防庁としましては、この災害によって得た教訓を活かし、平素の消防活動体制、災害時の緊急消防援助隊の活動体制の見直し及び地域社会の安全確保に全力を尽くしてまいります。

最後に、この地震で亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈りしますとともに、負傷された方々の一日も早い回復と被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

### 問合せ先

消防庁総務課  
TEL：03-5253-7511

# 消防機関におけるNBC災害時の対応能力の高度化について

## ～化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアルの改正～

### 消防庁国民保護・防災部参事官付

#### 1 はじめに

消防庁では、近年の国際的な知見や大規模イベント等を通じて蓄積された経験や教訓等を踏まえ、NBC災害※への対応能力を更に高度化させることを目的に、「消防機関におけるNBC災害時の対応能力の高度化に関する検討会」（座長：小林恭一 東京理科大学総合研究院教授）を開催した。

NBC災害時の救助活動については、平成29年3月に策定した「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」（以下「BC災害マニュアル」という。）等をもとに行われているところであるが、国内において、令和7年以降も、大阪・関西万博など大規模な国際イベント等が相次いで予定されているなか、消防機関には大規模テロを含むNBC災害への対応能力をより一層充実・向上させることが求められている。

そのようななか、近年の知見等を踏まえて、大規模テロ等のNBC災害の対応にあたる消防隊員等の安全を十分に確保しつつ、いかに多数の要救助者を救助し、救命するかについて、有識者等からなる検討会を開催し、BC災害マニュアルについて最新かつより実戦的なマニュアルへ改正しましたので、検討経過及び改正内容等についてご紹介する。

※核（Nuclear）、生物（Biological）剤及び化学（Chemical）剤によって発生する災害を指す。

#### 2 検討の体制等

(1) NBC災害に精通した有識者や消防機関等で構成する委員に加えて、実動部隊を保有する警察庁、防衛省からもオブザーバーとして参画いただき、防護措置や除染要領等に関する国際的な動向、消防本部への実態調査等も踏まえ、令和5年度中に計4回の検討会を開催した。

「消防機関におけるNBC災害時の対応能力の高度化に関する検討会」出席者一覧（敬称略）

	氏名	所属・役職等
検討会委員	奥村 徹	法務省 大分刑務所 矯正医官
	小井土 雄一	独立行政法人 国立病院機構 厚生労働省DMAT事務局長
	小林 恭一◎	東京理科大学 総合研究院教授
	松原 泰孝	陸上自衛隊 富士駐屯地 開発実験団 装備実験隊長
	宮口 一	警察庁 科学警察研究所 法科学第三部 化学第五研究室長
	上原 正彦	那覇市消防局 警防課長
	北沢 直弘	つくば市消防本部 消防救助課長
	北山 徳久	千葉市消防局 警防部 警防課長
	實松 孝明	佐賀広域消防局 副局長兼警防課長
	布施 克通	東京消防庁 警防部 特殊災害課長
平口 隆志	全国消防長会 事業部 事業企画課長	
オブザーバー	山下 大輔	警察庁 警備局 警備運用部 警備第三課 災害対策室 課長補佐
	小原 淳志	陸上自衛隊化学学校副校長
	濱田 昌彦	元陸上自衛隊化学学校副校長
	村上 元	消防庁 消防・救急課 対策官 (R5.9.30まで)
	本島 鉄也	消防庁 消防・救急課 対策官 (R5.10.1から)
	富田 慶一	消防庁 国民保護・防災部 防災課 国民保護運用室 課長補佐
	鳥枝 浩彰	消防庁 国民保護・防災部 防災課 広域応援室 理事官
	伊藤 彩子	消防庁 消防大学校 教務部 教授
塚目 孝裕	消防庁 消防研究センター 火災災害調査部 原因調査室長	
事務局	消防庁 国民保護・防災部 参事官付	

◎：座長



<検討会開催状況（第4回）>

(2) 検討にあたり、直近の国際的会議である「G7広島サミット」の警戒対応にあたった消防機関から、警戒状況、訓練、整備した資機材、課題、改善点等について特別報告をいただくとともに、各有識者からは、その専門分野における国際的な動向や課題事項に係るプレゼンテーションを行うことで、より具体的な検討を実施した。

(3) 緊急消防援助隊NBC災害即応部隊を編成する全国の54消防本部に対し、BC災害対応等における課題やBC災害活動計画等に対する独自の取り組み、災害事例などの状況調査を行ったほか、現場活動の実態や課題を丁寧に把握するため、複数の消防本部に対して現状や抱えている課題、改善方法・工夫などについてのヒアリング調査も実施した。

(4) 最新の国内外における文献や資機材の状況等について調査を実施し、その調査結果も踏まえて検討を行った。

### 3 主な検討事項

#### (1) 防護措置

- ア 防護措置の区分
- イ 災害状況に応じた防護レベルの選択
- ウ 迅速な救助活動と二次災害防止

#### (2) 区域設定（ゾーニング）

災害状況に応じたゾーニング

#### (3) 検知活動

- ア 検知活動時の誤検知対応
- イ 最新の検知資機材

#### (4) 救助活動

- ア 情報伝達手段
- イ 「神経剤解毒剤自動注射器」の使用の判断

#### (5) 除染活動

- ア 暴露状況等に応じた除染要領
- イ 除染要領選択の判断基準

#### (6) 実戦能力の向上

- ア 検知管、化学剤検知器等の操作、検知要領等に係る動画
- イ 剤の拡散防止、除染時の衣服切断要領等に係る動画
- ウ 効果的な教育訓練方法

### 4 マニュアル改正の主なポイント

#### (1) 防護措置の区分

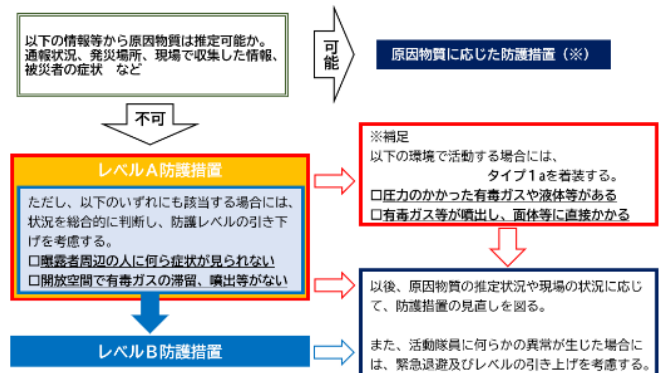
化学防護服にかかる国際基準等を踏まえて、最大の防護措置であるレベルA防護措置に新たな規格の化学防護服を定め、活動の選択肢を増やした。



<レベルA防護措置>

#### (2) 区域ごとの防護措置の選択

各区域における防護措置は、発災からの時間経過、発災場所、ガス・蒸気等の拡散又は滞留、被災者（傷病者）の人数・症状等を踏まえて判断すべきである。そこで、BC災害の現場における消防隊員の安全性及び活動性を両立させるため、防護措置の迅速かつ適切な選択判断に資するフローチャートを新たに掲載した。

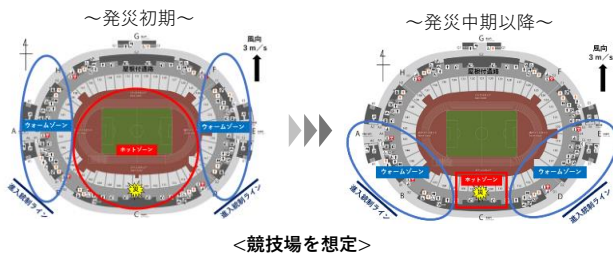


※原因物質に応じた防護措置とは、原因物質の量・濃度・毒性・皮膚吸収の有無等から適切と考えられる防護レベルを講じることをいう。また、防護措置を判断するにあたって、原因物質以外にも、発災場所(屋内又は屋外)、発災からの時間経過、換気の可否、曝露者の人数・症状等も踏まえた上で、隊員の安全性を十分に確保でき、かつ効率よく活動ができる防護措置の選定に努めること。  
なお、生物剤による災害と推定できる場合は、レベルC防護措置での対応が可能である。

<防護レベル選択時のフローチャート>

### (3) 現場管理・区域設定の例示

危険度に応じた活動区域の設定例について、従来、イメージ図として一律に距離のみを明示していたものを、これまでの大規模イベント等を通じて蓄積された経験等を活かして、より実戦的なイメージ図に見直した。また、災害の進展、活動の効率化等を考慮したうえで、必要に応じて、区域設定を変更、修正すべきことを認識しやすくした。



### (4) 消防活動の流れ

各ゾーンでの活動を並行して実施することを明確にし、全体フローを並列的な活動の流れに見直した。必ずしも段階的に行う必要のない各ゾーンの活動を同時に進行するよう再整理したことで、活動の迅速化を図った。

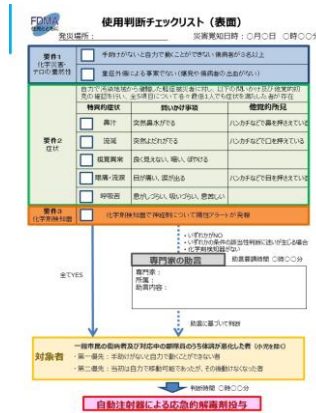
### (5) 効果的な情報伝達手段

災害現場には、高齢者、身体障害者、乳幼児、訪日外国人など様々な方が居合わせているため、年齢、身体的特徴等に左右されず、かつ多くの方に確実に情報を伝達する必要がある。そこで、より効果的な情報伝達を可能とするため、新たに災害対応ピクトグラムを活用を追加した。



### (6) 「解毒剤自動注射器」の活用要領

「令和3年度解毒剤自動注射器の運用に関する報告書（救助技術の高度化等検討会）」に基づき、ホットゾーン等での迅速な救命措置につながる「解毒剤自動注射器」の使用の判断を新たに追加し、一体的な活動を可能とした。



使用判断チェックリスト (概図)  
専門家への連絡要領 (例)

解毒剤自動注射器の使用判断について助言をお願いします。

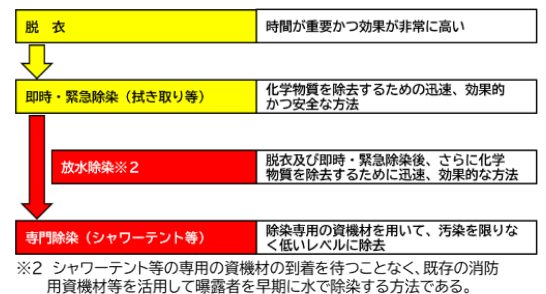
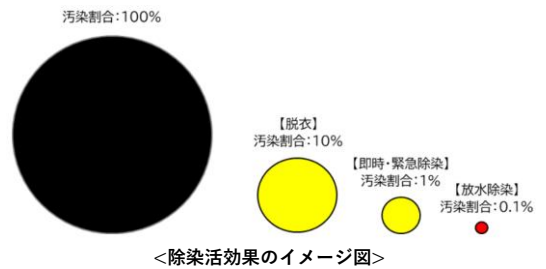
伝達必須事項	伝達事項
災害状況等	場所・状況について説明 例 ●●●●で多数の曝露者が発生しています。
化学災害・テロの自然性	化学災害・テロの自然性の説明 例 手助けがないと自力で動くことができない曝露者が6人以上、重傷や犠牲による被害が大きい。 原因や曝露者の出席が不明
症状	症状の項目のうち、2項目のみで、み、汁、流涎が該当
化学剤後知識	化学剤の種類を特定して説明 例 化学剤の種類を特定して説明 化学剤後知識で情報提供について連絡がまだありません。
要件該当数	要件1と2、3のうち、2つのみ該当です。

解毒剤自動注射器の使用判断について助言をお願いします。

### <解毒剤自動注射器使用判断チェックリスト>

### (7) 迅速かつ効果的な除染活動手順

化学剤等に暴露した多くの要救助者を確実に救命するためには、多くの曝露者を迅速かつ適切に除染することが重要である。そのため、最新の国際的な除染ガイドラインである「PRISM」や、厚生労働省作成の「MED-ACT: CBRNEテロ対策医療・救護支援ツール」等を参考とし、除染の各段階を経ていくことで限りなく100%に近い除染が可能とされている「Rule of Tens」の考えをもとに、除染手順のフローチャートを合理化するとともに、除染方法の適切な判断に資する目安を新たに掲載した。



### <除染活動の流れ>

### (8) 動画資料等の掲載

マニュアルの理解度をより高め、災害現場における実戦力を向上させるため、除染活動等の手順等を新たに動画資料で追加するとともに、QRコード等を活用して活用しやすいマニュアルとした。



<動画(専門除染)>



<消防庁HP：消防機関におけるNBC災害時の対応能力の高度化に関する検討会>

[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-138.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-138.html)

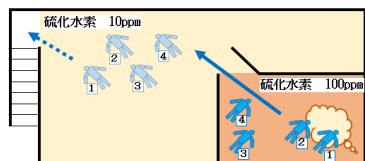


<動画(中和剤の散布)>



(4) ショートピックアップ要領

① 多数の要救助者があり、同時に救出できない場合には、原因物質との距離や症状、救出動線等を考慮し、救出の優先順位を判断しながら他の区画や屋外等へショートピックアップ（一時的な救出）を行う。



② 両脇引っ張り救出等により、要救助者全員をガス濃度が低い場所へショートピックアップする。



③ 二人吊り上げ搬送等により、除染所まで1名ずつ安全、確実に救出する。



<活動要領のイメージ図>

5 おわりに

今回のBC災害マニュアル改正の内容を踏まえて、各消防本部で策定しているNBC災害活動要領や活動指針等への反映のほか、検知資機材の操作・取扱要領等の映像化、段階別の訓練方法の紹介等を参考として、効果的な教育訓練の実現のために活用するよう、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として全国の消防本部等に対して通知した。また、今後も、関係機関との情報共有体制や活動の安全性・迅速化に資する有効な資機材の情報収集、国際的な動向を踏まえた継続的なBC災害マニュアルの見直しなど、救助体制の充実強化に向けた検討を進めていきたい。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部 参事官付救助係  
鈴木補佐、志水係長、戸田事務官、澤田事務官  
E-mail: [fdma.kyuujjo@soumu.go.jp](mailto:fdma.kyuujjo@soumu.go.jp)



## 消防防災科学技術 研究推進制度における 令和6年度研究課題の 公表

### 予防課

#### ～令和6年度の公募状況及び採択結果について～

消防庁では、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進に資するため、競争的研究費である「消防防災科学技術研究推進制度」により、研究者等からの優れた提案に対し研究開発資金を配分しています。令和6年度新規分については、公募を行い、30件の応募がありました。

この度、外部有識者による評価会において審議された結果に基づき、4件の新規研究課題を採択するとともに、令和5年度に採択された4件の研究課題について、継続を承認しました。

#### <令和6年度 新規研究課題>

研究課題名	所属機関名 研究代表者名	連携消防機関等	研究内容
低緊急・非緊急傷病者搬送における病院救急車の活用の方策 (フェーズ3)	独立行政法人 北九州市立病院機構 北九州市立八幡病院  伊藤 重彦	浜松市消防局 尼崎市消防局	消防救急車の現場到着時間の短縮や救急隊の活動時間の短縮を図るため、#7119等による救急車の適応判断において低緊急・非緊急と判断された傷病者のための新たな搬送手段として、病院救急車の活用方策を研究する。
溶接部の半自動き裂検査装置の開発 (フェーズ2)	国立大学法人 横浜国立大学  笠井 尚哉	横浜市消防局	石油タンクの底部の溶接部に発生する表面き裂の検査の省力化を図るため、塗膜上から検出可能な半自動の検査装置と機械学習を用いた高度な検出・評価方法を開発する。
音源・回転磁場源定位に基づく地震・土砂災害時の要救助者探索システム (フェーズ2)	国立大学法人 東京大学  奈良 高明	千葉県消防学校	地震・土砂災害時における要救助者探索の迅速化を図るため、救助隊員が生成した音場・磁場を計測して要救助者の位置を知るシステムを開発する。また、隊員が二次災害に巻き込まれた場合の迅速な発見を可能とするため、隊員が携帯可能な小型の磁場発振器を開発する。
視界が悪い災害現場を光信号処理とAIにより視界良好とするAR救援補助システムの開発 (フェーズ1)	国立大学法人 九州工業大学  李 旻哲	飯塚地区消防本部	火災現場等の煙の影響により消防活動が困難な状況においても視界を確保して迅速な要救助者の探索を図るため、AIを活用して光信号を処理することで、煙を除去したリアルタイムの高画質の映像を取得することができる技術（光信号処理技術）を開発する。

#### <令和6年度 継続研究課題>

研究課題名	所属機関名 研究代表者名	連携消防機関等	研究内容
ICT・IoT技術を活用した石油コンビナート災害対応システムの開発と社会実装 (フェーズ3)	国立大学法人 横浜国立大学  中山 稔	横浜市消防局 市原市消防局	石油コンビナートに設置されている大小様々なタンクについて、地震被害を迅速に評価するとともに、化学物質の漏洩に伴う火災や爆発等の影響を即時に評価し、消防隊員や事業者等の緊急対応を支援するシステムを開発する。
セキュリティを担保したリアルタイム映像伝送システムの研究開発 (フェーズ2)	学校法人北里研究所 北里大学  服部 潤	相模原市消防局	救急現場からの通報者、救急隊、医療機関の間におけるシームレスな情報共有を行うシステムを開発する。セキュリティ保護のための匿名化や電子資格認証を組み込むとともに、AI技術を活用し、救急現場の映像を解析して、救急活動を効率化することにつながる要因を特定する。
救急救命士・救急隊員に対する拡張現実を用いたインタラクティブ学習システムの開発 (フェーズ2)	学校法人国士舘 国士舘大学  匂坂 量	稲敷広域消防本部 名護市消防本部	救急現場での判断が難しい病態の傷病者をモデル化し、拡張現実（AR）を用いて再現することで、救急救命士・救急隊員がインタラクティブに学習が可能なアプリケーションを開発する。消防本部における研修に導入し、学習効果の検証及び実用性評価を行う。
宅内分電盤における電気火災予兆検知技術の研究開発 (フェーズ2)	東京電力パワーグリッド株式会社  中島 克洋	習志野市消防本部	住宅内の分電盤における電流波形のデータから、AIを活用して、電気火災の原因となるトラッキング現象の予兆を検知するための技術を開発する。

フェーズ3：社会実装を目指した研究開発を実施するフェーズ。（社会実装研究）

※消防本部や自治体等への試験的配備や実証実験を目的とした機器の作成などが該当する。

※消防防災分野でのニーズを既に把握しているもので、基礎研究及び基盤・応用研究が終了している段階のものに限る。

フェーズ2：社会実装に向けて必要となる基盤・応用研究を実施するフェーズ。（基盤・応用研究）

※要素技術の信頼性や品質の向上、システムの設計・運用に関する研究やプロトタイプを作成などが該当する。

※消防防災分野でのニーズを既に把握しているもので、基礎研究が終了している段階のものに限る。

フェーズ1：基礎研究を実施するフェーズ。（基礎研究）

※要素技術の研究などが該当する。

※大学・企業等が保有する技術シーズに係る消防防災分野でのニーズ（社会実装の可能性）の調査を含む。

## 問合せ先

消防庁予防課（消防技術政策担当）岩井  
TEL：03-5253-7541

# 危険物取扱者及び消防設備士の資格取得の促進の取組みについて ～一般財団法人消防試験研究センターによる感謝状贈呈～

## 予防課・危険物保安室

危険物施設の火災・流出事故件数は、平成6年頃を境に増加傾向に転じ、近年も高い水準で推移しています。危険物等事故を防止するためには、危険物取扱者の資格取得の促進等を通じて保安教育を充実させ、危険物施設における安全推進の中核となる人材を計画的に育成することが求められており、危険物取扱者の資格取得を促進することが重要です。

また、防火対象物については、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、様々な消防用設備等の設置が義務づけられています。防火対象物における火災による被害を最小限にするためには、消防用設備等を適切に維持管理していくことが必要であり、その工事、整備に関する正しい知識や技術を習得した人材を計画的に養成し、消防設備士の資格取得を促進することが重要です。

これらの資格取得の促進のため、消防法に定める指定試験機関である一般財団法人消防試験研究センターにおいて、令和元年度から、危険物取扱者及び消防設備士の資格取得に積極的に取り組まれている学校や教諭を対象として感謝状を贈呈することとされ、令和5年度の贈呈校等が別表のとおり決定されましたので紹介します。

別表 令和5年度感謝状贈呈校等一覧

都道府県	感謝状贈呈校等
北海道	北海道苫小牧工業高等学校 様
青森県	青森県立名久井農業高等学校 様
岩手県	岩手県立千厩高等学校 様
宮城県	仙台市立仙台工業高等学校 様
山形県	山形県立山形工業高等学校 様
福島県	福島県立福島工業高等学校 様
茨城県	茨城県立波崎高等学校 様
栃木県	栃木県立真岡工業高等学校 様
群馬県	株式会社コメリ 関東ストアサポートセンター 様
埼玉県	学校法人 ホンダ学園 ホンダテクニカルカレッジ 関東 様
中央試験センター	日野工業高等学園 様
神奈川県	神奈川県立平塚工科高等学校 様
新潟県	新潟県立長岡工業高等学校 様
富山県	学校法人不二越工業高等学校 様
長野県	長野県更級農業高等学校 様
愛知県	愛知産業大学工業高等学校 様
三重県	三重県立伊勢工業高等学校 様
京都府	学校法人 YIC学院 〈専〉YIC京都工科自動車大学校 様
兵庫県	兵庫県立飾磨工業高等学校 様
奈良県	奈良県立王寺工業高等学校 様
和歌山県	和歌山県立田辺産業技術専門学院 様
鳥取県	鳥取県立米子工業高等学校 様
岡山県	岡山県立東岡山工業高等学校 様
広島県	広島県立広島工業高等学校 様
山口県	山口県立宇部工業高等学校 様
徳島県	徳島県立城西高等学校 様
愛媛県	住友化学株式会社愛媛工場 様
高知県	高知県立高知工業高等学校 様
福岡県	福岡県立三池工業高等学校 様
佐賀県	佐賀県立唐津南高等学校 様
大分県	大分県立日田林工高等学校 様
宮崎県	宮崎県立都城工業高等学校 様
鹿児島県	鹿児島県立鹿児島工業高校 様
沖縄県	沖縄県立沖縄水産高等学校 様

### 問合せ先

消防庁予防課 小沼、馬場  
TEL：03-5253-7523  
危険物保安室 若菜、田中  
TEL：03-5253-7524

## 令和5年度消防団地域貢献表彰式の開催

### 地域防災室

令和6年4月18日（木）、中央合同庁舎二号館地下2階講堂（東京都千代田区）において、令和5年度消防団地域貢献表彰式を開催しました。

「消防団地域貢献表彰」は、地域防災力の向上や消防団員の確保などに特に積極的に取り組む消防団及び消防団事務を所管する市町村・消防本部を対象に、地域に多大な貢献をいただいている消防団の日々の活動を称える初めての総務大臣表彰として、令和5年度に創設しました。

今回、消防団への入団促進や訓練の充実等に加え、住民への防災教育を通じた地域防災力の向上、様々な地域活動への参画など、全国の模範となる取組により、地域

に多大な貢献をいただいている38団体が本表彰を受賞されました。表彰式に出席された25団体に対し、松本総務大臣から表彰状を授与しました。

また、受賞者を代表して、静岡県焼津市消防団長の岩本操氏から謝辞をいただきました。

消防庁においては、全国で活躍されている消防団の方々のご労苦に報いるべく、消防団の更なる充実強化に向けて、全力で取り組んでまいります。

受賞団体の皆様には、引き続き、各地において地域防災力の向上のための取組を行っていただきたいと思います。



表彰状を授与する松本総務大臣



代表謝辞の様子



受賞団体との記念撮影①



受賞団体との記念撮影②

## 令和5年度「消防団地域貢献表彰」受賞団体一覧

都道府県	団体名	都道府県	団体名
青森県	ひろきまししょうぼうだん 弘前市消防団 弘前市	滋賀県	もりやまししょうぼうだん 守山市消防団
宮城県	しちがはままししょうぼうだん 七ヶ浜町消防団 七ヶ浜町	京都府	じょうようししょうぼうだんじょうようししょうぼうほんぶ 城陽市消防団城陽市消防本部
福島県	だてししょうぼうだん 伊達市消防団 伊達市	大阪府	いけだししょうぼうだん 池田市消防団 池田市消防本部
	ふたばまししょうぼうだん 双葉町消防団 双葉町	兵庫県	ふくさきしょうぼうだん 福崎町消防団 福崎町
栃木県	かぬまししょうぼうだん 鹿沼市消防団 かぬまししょうぼうほんぶ 鹿沼市消防本部	奈良県	ならししょうぼうだん 奈良市消防団 ならししょうぼうきょく 奈良市消防局
群馬県	ふじおかししょうぼうだん 藤岡市消防団 藤岡市	和歌山県	ひろがわしょうぼうだん 広川町消防団
千葉県	なりたししょうぼうだん 成田市消防団 なりたししょうぼうほんぶ 成田市消防本部	鳥取県	さかいみなとししょうぼうだん 境港市消防団 境港市
東京都	くにたちししょうぼうだん 国立市消防団	島根県	ちむらししょうぼうだん 知夫村消防団
神奈川県	かわさきたまししょうぼうだん 川崎市多摩消防団 かわさきたまししょうぼうしよ 川崎市多摩消防署	岡山県	たかはししょうぼうだん 高梁市消防団
新潟県	あがまししょうぼうだん 阿賀町消防団 あがまししょうぼうほんぶ 阿賀町消防本部	山口県	わかちしょうぼうだん 和木町消防団 わかちしょう 和木町
富山県	とやまししょうぼうだん 富山市消防団 とやまししょうぼうきょく 富山市消防局	徳島県	とくしまししょうぼうだん 徳島市消防団 とくしまし 徳島市
福井県	つるがみかたししょうぼうだん 敦賀美方消防組合美浜消防団	香川県	たかまつししょうぼうだん 高松市消防団 たかまつししょうぼうきょく 高松市消防局
山梨県	にしかつらまししょうぼうだん 西桂町消防団	福岡県	おおむたししょうぼうだん 大牟田市消防団 おおむたししょうぼうほんぶ 大牟田市消防本部
長野県	いいたししょうぼうだん 飯田市消防団 飯田市	佐賀県	からつししょうぼうだん 唐津市消防団 からつししょうぼうほんぶ 唐津市消防本部
岐阜県	ようろうちょうしょうぼうだん 養老町消防団 ようろうちょう 養老町 ようろうちょうしょうぼうほんぶ 養老町消防本部	熊本県	くまもとししょうぼうだん 熊本市消防団
静岡県	やいづししょうぼうだん 焼津市消防団 やいづし 焼津市		やつしろししょうぼうだん 八代市消防団
愛知県	とよたししょうぼうだん 豊田市消防団 とよたししょうぼうほんぶ 豊田市消防本部	宮崎県	のべかかししょうぼうだん 延岡市消防団 のべかかししょうぼうほんぶ 延岡市消防本部
	おおいししょうぼうだん 大府市消防団 おおいし 大府市	鹿児島県	あいらししょうぼうだん 姶良市消防団 あいらししょうぼうほんぶ 姶良市消防本部
三重県	めいわちょうしょうぼうだん 明和町消防団 めいわちょう 明和町	沖縄県	うらそえししょうぼうだん 浦添市消防団 うらそえししょうぼうほんぶ 浦添市消防本部

### 問合せ先

消防庁地域防災室 林、浮田、水野  
TEL：03-5253-7561

## 活動班と警防本部班に分かれ同時進行による 多数傷病者事故対応図上訓練の実施

三郷市消防本部

三郷市消防本部では、令和6年2月14日（水）、大型バスとトラックの交通事故により、負傷者40名以上を想定した事故対応図上訓練を活動班と警防本部班に分かれ同時進行で実施しました。

活動班は部隊運用、トリアージを行いながら図上で現場活動を展開し、警防本部班は医療機関の受入確保、県下応援要請、即報、報道対応等を行いました。多数傷病者の救命のため、相互に連携を図りながら情報共有の重要性を認識し、災害対応能力の向上を目指します。



消防通信

望

楼

ぼうろう

## 『消火器ケーキ』を用いて消火器の使用方法 について広報しました

西宮市消防局

西宮市消防局鳴尾消防署では、市内洋菓子店「ベルン」と協力し、消火器の使用方法について、わかりやすく広報しました。

購入者の方が消火器の使用方法を確認できるよう、消火器そっくりのケーキを用意して、ラベルに消火器取扱動画へリンクした二次元コードを印刷し、春の火災予防運動期間中店頭に並べていただきました。

連日にわたり完売するほど好評であったため、秋の火災予防運動期間にも継続して取り組むこととなりました。



## 消防一般表彰 表彰式で感謝状を贈呈

海老名市消防本部

海老名市消防本部では、令和6年3月15日（金）救急協力者3名とその事業所に対して感謝状を贈呈しました。

本事案は、令和5年11月7日（火）の救急事案において、男性が作業中に突然、床に倒れたところを同僚3名が直ちに協力して119番通報、胸骨圧迫及び事業所が設置していたAEDを活用し、電気ショックを2度実施、救急隊到着まで胸骨圧迫を継続しました。

3名の迅速・的確な連携により、病院到着後に自己心拍が再開し、尊い命が救われ社会復帰しました。



## 第4回泉州南消防組合警防技術大会を開催

泉州南広域消防本部

泉州南広域消防本部では、令和6年3月12日（火）に、令和5年度に採用された職員が配置された各署消火隊を対象に、今日まで培った消火技術を競い合う警防技術大会を開催しました。この大会は、4月に採用された職員1名と先輩職員2名で編成する合計14隊の消防隊が出場し、火災を想定した建物の消火を行うものです。

大会当日は雨が降りしきるなか、各隊が訓練成果を遺憾なく発揮し、警防技術を披露することができました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。  
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



# 消防大学校だより

## 消防団活性化推進コース(消防団員向け)における教育訓練

令和5年度消防団活性化推進コースでは、消防団員の教育と訓練を通じて、地域の防災力向上を目指しています。このコースでは、消防団員が必要とされる幅広い知識やスキルを習得するための様々なトレーニングを集合研修として実施しています。

基礎教育では、消防団の基本的な知識や技術についての学習を行います。地震や火災などの大規模災害発生時等に適切に対応するために、消防法や安全管理などについて学ぶとともに、消防団員としての役割や責任について確認します。



講義の様子

実火災体験型訓練では、実際の火災をシミュレートし、訓練参加者が実際の火災での対処方法や避難手順を学びます。この訓練は、訓練参加者が火災発生時に冷静に行動し、適切に対応する能力を身につける事を目的としています。

大規模火災発生時には、チーム全体の協力や連携が不可欠なものとなりますので、より効果的な活動を行うための方策を考えます。



実火災体験型訓練

その他、地域防災力向上を目的とした図上訓練や安全管理を目的とした危険予知訓練なども実施します。

消防団員は火災現場での消火活動や避難指導など、現場での実践的な活動を行うことが求められます。そのため、消火技術だけでなく、煙の中での避難行動及び自身の安全管理など、現場で必要な技術や知識を身につけるための訓練を行います。



危険予知訓練

さらに、心理的なサポートや協調性を養うためのチームビルディングについても講義で触れていきます。消防活動は団結力や連携性が重要であり、チームとしての力を高めるためのトレーニングが行われることで、より効果的な活動が実現されます。

以上が、令和5年度消防団活性化推進コースにおける教育訓練の一部です。消防団員の皆さんが地域の安全を守り、防災活動に貢献するために必要な知識やスキルを身につけることができるよう、意欲的に取り組んでいただきたいと思います。



# 消防大学校だより



## 教育訓練の実施状況 (令和5年9月～令和6年3月実施分)

令和5年9月から令和6年3月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

学科・コース名		教育訓練期間				卒業(修了)者数
幹部科	第74期	8月21日(月)	～	10月5日(木)	(46日間)	54名
幹部科	第75期	10月16日(月)	～	12月1日(金)	(47日間)	54名
幹部科	第76期	1月15日(月)	～	3月1日(金)	(47日間)	52名
上級幹部科	第87期	1月15日(月)	～	1月31日(水)	(17日間)	46名
消防団長科	第84期	10月16日(月)	～	10月20日(金)	(5日間)	28名
警防科	第113期	10月26日(木)	～	12月15日(金)	(51日間)	48名
救助科	第87期	8月30日(水)	～	10月19日(木)	(51日間)	48名
予防科	第115期	1月17日(水)	～	3月7日(木)	(51日間)	30名
危険物科	第18期	8月30日(水)	～	9月29日(金)	(31日間)	30名
火災調査科	第45期	10月26日(木)	～	12月15日(金)	(51日間)	30名
新任教官科	第17期	3月1日(金)	～	3月13日(水)	(13日間)	79名
現任教官科	第7期	2月2日(金)	～	2月16日(金)	(15日間)	39名
高度救助・特別高度救助	第13回	2月29日(木)	～	3月15日(金)	(16日間)	48名
NBCコース	第13回	9月7日(木)	～	9月28日(木)	(22日間)	48名
航空隊長コース	第23回	12月7日(木)	～	12月20日(水)	(14日間)	60名
消防団活性化推進コース (行政職員)	第13回	11月27日(月)	～	12月1日(金)	(5日間)	29名
消防団活性化推進コース (消防団員)	第14回	1月17日(水)	～	1月19日(金)	(3日間)	10名
女性活躍推進コース	第8回	12月14日(木)	～	12月22日(金)	(9日間)	48名
合 計						781名

### 問合せ先

消防大学校教務部  
TEL : 0422-46-1712



# 最近の報道発表（令和6年3月21日～令和6年4月20日）

＜総務課＞		
6.3.28	消防庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正案に対する意見公募の結果	消防庁は、消防庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成27年消防庁訓令第7号）の改正案を作成し、令和5年9月30日（土）から令和5年10月30日（月）までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、3件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を改正しましたのでお知らせします。
6.4.6	第42回危険業務従事者叙勲（消防関係）	第42回危険業務従事者叙勲（消防関係）受章者は、625名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝双光章 319名 瑞宝単光章 306名 計 625名

＜救急企画室＞		
6.3.25	「令和5年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」の公表	近年の救急業務の現状は、高齢化の進展や社会情勢の変化等を背景として、救急需要は増加するとともに、救急業務に求められるニーズは多様化を見えています。このような中で、救急業務を安定的かつ持続的に提供していくために、令和5年度の救急業務のあり方に関する検討会では、「救急業務を取り巻く諸課題に対応すること」をテーマに、「マイナンバーカードを活用した救急業務の全国展開に係る検討」及び「救急需要の適正化等に関する検討」の2項目について検討を行いました。この度、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。
6.3.29	「令和5年中の救急出動件数等（速報値）」の公表	令和5年中の救急出動件数等の速報値を取りまとめましたので公表します。

＜予防課＞		
6.3.28	「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会」報告書の公表	消防庁では、「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会」（座長：小林 恭一 東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授）を立ち上げ、電気器具類を原因とする住宅火災について調査・分析し、効果的な予防策とその広報等のあり方について検討を行いました。この度、「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会」の報告書及びポイント（別紙）を取りまとめましたので公表します。
6.3.29	消防防災科学技術研究推進制度の令和6年度研究課題の採択	消防庁では、消防防災分野における課題解決や重要施策推進に資するため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）により研究開発を推進しています。この度、令和6年度の研究課題を採択しましたので、公表します。
6.3.29	消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布	消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）（木）から令和6年3月6日（水）までの間、意見を公募したところ、7件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。
6.4.2	劇場版「鬼平犯科帳 血闘」との防火防止対策をテーマとしたタイアップポスターの公開	消防庁では、「鬼平犯科帳 血闘」時代劇パートナーズ※1の協力を得て、劇場版「鬼平犯科帳 血闘」とタイアップポスターを作成し、全国の消防本部等に配布します。 ※1「鬼平犯科帳 血闘」の製作委員会です。
6.4.3	火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募	消防庁は、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）等について、令和6年4月4日（木）から令和6年5月8日（水）までの間、意見を公募します。

＜危険物保安室＞		
6.3.22	「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表	「火災危険性を有するおそれのある物質」及び「火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」を早期に把握し、それらの危険性を評価することにより、消防法の危険物又は消防活動阻害物質としての追加等に関して検討を行うため、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三東京大学名誉教授）を開催しました。この度、調査検討報告書が取りまとめられましたので、公表します。
6.3.27	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する 意見公募	消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）について、令和6年3月28日（木）から令和6年4月26日（金）までの間、意見を公募します。
6.3.27	「危険物施設におけるスマート保安に係る調査検討報告書」の公表	昨今、各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展しており、危険物施設について安全性、効率化を高める新技術の導入により効果的な保安を行うこと（スマート保安）の実現が期待されています。また、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、省令改正等必要な措置を講ずることとされました。このような状況を踏まえ、消防庁では、「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」を開催し、危険物施設のスマート保安を進めいくための方策として AI の活用等について検討を行うとともに、危険物の流出防止のための措置について検討を行いました。このことについて、今般、報告書がとりまとめられたので公表します。
6.3.29	「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討報告書」の公表	規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットイングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。」とされました。また、「一般取扱所におけるリチウムイオン電池の消火設備について、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするため必要な措置を講ずる。」とされました。これらを踏まえ、消防庁において、「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、工場等におけるリチウムイオン蓄電池に関する危険物規制等について検討してきました。この度、報告書がとりまとめられましたので、公表します。
6.3.29	「危険物保安技術協会の検査員資格に関する検討報告書」の公表	危険物保安技術協会の検査員としての業務を十分行える者が検査員として活躍することを可能とするため、「危険物保安技術協会の検査員資格に関する検討会」（座長：小林恭一東京理科大学教授）を開催しました。この度、検討報告書がとりまとめられましたので、公表します。

＜防災課＞		
6.3.27	地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果	消防庁及び内閣府では、令和5年度において、地方公共団体における業務継続計画・受援計画の策定状況（令和5年6月1日現在）について調査を実施し、これを取りまとめましたので公表します。
6.3.27	地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果	消防庁では、令和5年度において、災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用電源に関する調査（令和5年6月1日現在）を実施し、これを取りまとめましたので公表します。

＜参事官＞		
6.3.25	「消防機関におけるNBC災害時の対応能力の高度化に関する検討会報告書」及び「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」の公表	近年の国際的な知見や大規模イベント等を通じて蓄積された経験や教訓等を踏まえ、NBC災害※への対応能力を更に高度化させることを目的に、「消防機関におけるNBC災害時の対応能力の高度化に関する検討会」（座長：小林恭一 東京理科大学総合研究院教授）を開催して報告書をまとめました。その報告内容を踏まえて、「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を改正しましたので公表します。 ※核（Nuclear）、生物（Biological）剤及び化学（Chemical）剤によって発生する災害



## 最近の通知（令和6年3月21日～令和6年4月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防救第89号	令和6年3月21日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長	消防庁救急企画室長	救急隊員の職務環境の整備に向けた取組の推進について（通知）
消防危第71号	令和6年3月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物等に係る事故防止対策の推進について
消防国第29号 消防運第16号	令和6年3月25日	各都道府県国民保護担当部局長	消防庁国民保護・防災部防災課 国民保護室長 国民保護運用室長	弾道ミサイル飛来時の行動及び避難施設に係る住民への広報の充実について（依頼）
消防予第149号	令和6年3月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課	「違反処理標準マニュアル」の改正について（通知）
事務連絡	令和6年3月27日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課長	住宅用火災警報器等の配布モデル事業への協力について
消防消第88号 健生水発0327第7号	令和6年3月27日	各都道府県消防防災主管部（局）長 東京消防庁・各指定都市消防長 各都道府県水道行政担当部（局）長 厚生労働大臣認可水道事業者	総務省消防庁消防・救急課長 厚生労働省健康・生活衛生局水道課長	消防水利の基準の一部改正に係る運用について
消防国第33号 消防運第17号 消防情第102号	令和6年3月27日	各都道府県防災・国民保護担当部局長	消防庁国民保護・防災部国民保護室長 国民保護運用室長 防災情報室長	全国瞬時警報システムと連携する情報伝達手段の多重化の推進について（通知）
消防危第55号	令和6年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用の改正について
消防災第67号 国水砂第367号	令和6年3月28日	都道府県防災主管部（局）長 都道府県砂防主管部（局）長	消防庁国民保護・防災部防災課長 国土交通省水管理・国土保全局砂防部 砂防計画課長	土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）
消防予第168号 消防危第76号	令和6年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 危険物保安室長	消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針の策定及び公表の状況等に関する調査（第2回）の結果について（通知）
消防予第120号	令和6年3月29日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等の公布について
消防予第155号	令和6年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）
消防予第156号	令和6年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について（通知）」の一部改正について
消防予第157号	令和6年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要領並びに防火対象物点検の点検要領の一部改正について（通知）
消防予第158号	令和6年4月2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る通知の改正について（通知）
消防危第75号	令和6年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動型AIシステムの導入に向けた実証実験の実施について
消防危第80号	令和6年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	屋内貯蔵所において電気機械器具等を使用する場合の運用について
消防消第92号	令和6年3月29日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（通知）
消防消第96号	令和6年3月29日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁消防・救急課長	消防の広域化及び連携・協力の推進に係る地方財政措置について（通知）
消防消第97号	令和6年3月29日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁消防・救急課長	緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱の改正について（通知）
消防消第98号	令和6年3月29日	各都道府県消防防災主管部（局）長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	女性消防員の実績向上に向けた取組の更なる推進について
消防消第93号	令和6年4月1日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について（通知）
消防予第162号	令和6年4月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉施設に係る消防法令上の取扱いについて（通知）
事務連絡	令和6年4月12日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	消防用設備等の設置に係る金融上の措置について（情報提供）

## 広報テーマ

5 月		6 月	
① 風水害に対する備え ② e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ	防災課 防災課	① 危険物安全週間 ② 地震に対する日常の備え ③ 熱中症の予防	危険物保安室 防災課 救急企画室

## 風水害に対する備え

## 防災課

我が国では、毎年、台風や梅雨前線等の影響による多量の降雨があり、全国各地で洪水や土砂災害等の風水害が発生しています。

昨年は、日本付近に停滞した梅雨前線により、福岡県、佐賀県、大分県で6月28日から7月16日の総降水量が1,200ミリを超えるなど、各地で大雨となりました。この大雨により、土砂災害や河川の氾濫、低地の浸水などが発生し、道路やガス、水道等のライフライン、農業や観光業等地域の産業に大きな被害をもたらしました。



佐賀県唐津市の被害状況（唐津市より提供）

### 洪水

流域に降った多量の雨水が河川に流れ込み、特に堤防が決壊すると、大規模な洪水被害が発生します。

また、上流で増水した水が下流に到達するまでに時間差があるため、雨が降り止んだとしても洪水は発生します。

### 土砂災害

土砂災害とは、大雨や地震などが引き金となり、山や崖が崩れたり、土砂が雨などの大量の水と混ざり合っ一気に流れたりする自然災害です。道路の陥落や道路への土砂の崩落、橋梁の崩落などにより多数の孤立地域が発生するおそれがあるほか、停電、断水等のライフラインへの被害や鉄道の運休等の交通障害が発生するなど、住民生活に大きな支障が生じます。

### 局地的な大雨による災害

近年、局地化、集中化、激甚化した降雨により多大な被害が生じています。また、都市化に伴い、中小河川の急な増水や氾濫による床上・床下浸水等の被害、地下空間への浸水害、アンダーパス(※)への浸水による車の立

ち往生等の被害が生じる事例が多く見受けられます。

※アンダーパス：交差する鉄道や他の道路などの下を通過するために掘り下げられている道路などの部分。周囲の地面よりも低くなっているため、大雨の際に雨水が集中しやすい構造となっています。

### 早めの避難が命を救う

風水害では、逃げ遅れにより甚大な被害が発生します。逃げ遅れが起きるのは、危険が迫っていてもなかなか実感ができず、自分は被害に遭わないだろうという思い込みに陥ってしまうからです。「まだ避難しなくても大丈夫」ではないのです。また、「近所の人誰も避難していない」からではなく、自ら積極的に避難することが重要です。各自治体が公開しているハザードマップ等を普段から確認し、自らが、いつ、どこに避難するか、事前にルールを決めておきましょう。

### 最近の災害を踏まえた動向

令和3年7月3日に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害では、個人情報保護条例との関係を整理した上で、積極的に氏名等公表を行い、広く情報を募った結果、本人や知人から連絡があったことで救助対象者の絞り込み、救助活動の効率化に繋がりました。

その後、個人情報を取り巻く環境が変化する中で、災害時の初動対応や被災者等へのきめ細かな支援等のために、内閣府の検討会において防災に係る個人情報の活用のあり方についても再検討がなされ、令和5年3月には、「発災当初の72時間が人命救助において極めて重要な時間帯であるため、積極的な個人情報の活用を検討すべき」旨などを規定した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が公表されました。

また、気象庁では、「線状降水帯」によって引き起こされる大雨災害が多発していることを背景として、令和4年6月から、線状降水帯による大雨の可能性を半日前から伝える予測情報の発表を始めており、早めの備え、早めの避難に繋がることが期待されています。

#### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
TEL：03-5253-7525



## e-カレッジによる防災・危機管理教育

防災課

防災・危機管理e-カレッジ(掲載先: <https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>)



**防災・危機管理 e-カレッジ E-COLLEGE**

「防災・危機管理e-カレッジ」は、インターネット上で、いつでも、誰でも、無料で防災の知識や災害時の危機管理について学習ができるサイトです。サイトへはこちら 

令和5年度に下記の動画を新たに更新しましたので、ご利用いただけますようよろしくお願いいたします。  
<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>

**子ども向け (令和5年度更新)**

- 「台風」
- 「津波」
- 「地震」
- 「火事」
- 「日々の備え」

※他2動画追加

**一般の方向け (令和5年度更新)**

「防災を学ぶ必要性を考えるための動画」  
東日本大震災で被災された方のインタビューを通じて、防災を学ぶ必要性について考えましょう。

### 1. 「防災・危機管理e-カレッジ」の目的

「防災・危機管理e-カレッジ」は、住民の方々などにインターネット上で防災・危機管理に関する学びの場を提供することを目的としています。過去の災害を知り、災害への備えを事前に学習することは、減災に取り組むうえで有効です。

### 2. コンテンツの概要

「防災・危機管理e-カレッジ」は、次に示すサイト構成となります。

- ・子ども向けコンテンツ (対象: 幼年～小学生)

台風や津波などへの備えに関してクイズ形式で学べる動画となっているため、保護者の方もお子様と一緒に、災害のことや身を守る方法などについて親子で考えていただきたいと思います。

- ・一般の方向けコンテンツ (対象: 中学生以上)

自然災害や火災などから命、くらしを守るためには是非知っておきたいことが盛り込まれています。令和5年度には、「防災を学ぶ必要性を考えるための動画」を追加しました。被災された方のインタビューを通じて、防災を学ぶ必要性について考えましょう。

- ・市町村長向けコンテンツ

「全国防災・危機管理トップセミナー」の講演資料や「市町村長による危機管理の要諦」「災害対応事例集」を掲載しています。災害時に市町村長が的確な災害対応を行うために役立つものですが、自治体の防災・危機管理関係の職員の方々も、ぜひご覧ください。

#### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
TEL: 03-5253-7525

時代劇、新時代。

池波正太郎 100年

SEASON 1

# 鬼平犯科帳

## 血闘

「悪を知って外道に落ちるか、悪を知って外道を憎むか」

松本幸四郎 市川染五郎 仙道敦子  
 中村ゆり 火野正平  
 本宮泰風 浅利陽介  
 山田純大 久保田悠来 柄本時生  
 松元ヒロ 中島多羅  
 志田未来 松本穂香 北村有起哉  
 中井貴一 柄本明

原作:池波正太郎「鬼平犯科帳」(文庫文庫) 監督:山下智彦 脚本:大森寿美男 音楽:吉俣良

企画協力:オフィス池波 石塚見郎 鶴松房治 株式会社文藝春秋 制作協力:松竹映画所 松竹映像センター 制作・配給:松竹  
 「鬼平犯科帳 血闘」時代劇パートナーズ:日本映画放送 NTT-F COME REMOW クオラス 関西テレビ放送 松竹 BSフジ アニスト 東海テレビ放送 文藝春秋  
 協賛パートナーズ:スカパー! 読売新聞社 中日新聞社 朝日新聞社 京都新聞 産経新聞社 東日本高速道路株式会社 毎日新聞社 西日本新聞社 リイ社  
 KBS京都 サンテレビ びっぴんこいテレビ 鹿児島テレビ 仙台放送 テレビ熊本 ベルク

2024年5月10日 金 公開

2024年5月10日 金 公開

放火されたくない、させない街づくり!

放火されない街づくり。学ぼう防火。守ろうわが街。

FDMA 総務省消防庁 Fire and Disaster Management Agency



住宅防火 いのちを守る 10のポイント

検索

